




宮 監 公 表 第 18 号  
平 成 29 年 4 月 24 日

宮崎市監査委員	梶	谷	欣	也
宮崎市監査委員	神	戸	洋	一 郎
宮崎市監査委員	福	井	太	
宮崎市監査委員	日	高	貞	次



### 定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・ 大字折生迫財産区
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：大字折生迫財産区)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①行政財産目的外使用許可(同一の事業者について平成 27 年度及び平成 28 年度各 1 件)に係る使用料徴収について、納期限までに納付しない者があるときは分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき納期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しななければならないにもかかわらず、督促状を発していなかった。</p> <p>②普通財産の貸し付け(2 名の個人について平成 27 年度及び平成 28 年度各 1 件)に係る土地賃貸借契約による貸付料について、履行期限までに納付しない者があるときは債権管理条例に基づき期限を指定して督促しなければならないにもかかわらず、督促状を発していなかった。また、同土地賃貸借契約書において「賃借人は、納期限までに土地貸付料を支払わないときは延滞金を支払わなければならない」旨規定されているにもかかわらず、平成 27 年度(2 件)の延滞金を徴収していなかった。</p> <p>③平成 27 年度及び平成 28 年度の業務委託について、執行伺書や契約締結伺・支出負担行為書の起案及び決裁がないまま業者に業務遂行を依頼し、これらの書類を遡及して起票し起案・決裁したように取り繕っているものが多数あった(平成 27 年度 6 件、平成 28 年度 2 件)。</p>	<p>①今後は、条例に基づき督促状を発送し、適正な事務処理を行う。また、事務処理の管理、チェックの徹底を図ることとした。</p> <p>②今後は、条例に基づき督促状を発送し、適正な事務処理を行う。また、事務処理の管理、チェックの徹底を図ることとした。なお、遅延損害金については、宮崎市の事例を参考にし、法的措置対象者について、徴収することとした。</p> <p>③今後は、適正な事務処理を行うため、業務の進捗状況の管理、チェックの徹底を図ることとした。</p>

平成 29 年 3 月 23 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市大字折生迫財産区  
財産管理者 宮崎市長 戸敷 正

